

宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの
軌道運送高度化実施計画の認定申請に係る審議（第3回）

1. 日 時

平成28年7月19日（火） 10時35分～12時20分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長）、原田尚志（会長代理）
松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

鉄道局：大野鉄道事業課長ほか
事案処理職員：運輸審議会審議室 木村

4. 議事概要

- 鉄道局から宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの軌道運送高度化実施計画の認定申請に関し、事前の質問事項（①軌道運送高度化実施計画の認定の際の審査基準、②軌道運送高度化実施計画等についての関係交通事業者への説明、③軌道整備事業者における安全管理体制の整備、④芳賀・宇都宮東部地域の工業団地に今後企業が新規参入する用地は残っているか、⑤沿線住民からLRT走行に伴う騒音への懸念を訴える声はないか、⑥ルートの変更を求める公述書も寄せられたが、現時点においてルートを変更する余地はないのか等）について、
 - ①軌道運送高度化実施計画に定める事項が、（1）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第3条第1項に定める基本方針に照らして適切なものであること、（2）軌道運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること、（3）旅客軌道事業の内容が軌道法第3条の特許の基準に適合することの観点から審査をしている。
 - ②関係する交通事業者も参画する「芳賀・宇都宮東部地域公共交通活性化協議会」において、広域バス路線への影響や持続可能なバスネット

ワークの構築・LRTの導入やトランジットセンターの整備等について協議し、平成27年度に「芳賀・宇都宮東部地域公共交通網形成計画」が作成されている。また、「軌道運送高度化実施計画」の作成にあたり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第8条第3項の規定により関係者から意見を聴取している。

- ③軌道整備事業者である宇都宮市及び芳賀町において、今後、「安全統括管理者設置要綱（仮称）」等を策定し、軌道運送事業者である宇都宮ライトレール株式会社の安全統括管理者と同一人物に安全統括管理者を兼務させる予定である。組織体制の構築にあたっては、鉄軌道事業者より技術的支援を受け入れていると聞いている。
- ④清原工業団地には1区画の工業用地が残っているが、芳賀工業団地及び芳賀・高根沢工業団地には利用可能な工業用地は残っていない。なお、その他芳賀・高根沢工業団地の隣接箇所に新規工業団地の開発計画があるが、今回の事業の需要予測には考慮していない。
- ⑤同等の車両が走行する福井鉄道において宇都宮市が行った騒音測定の結果を基に予測し、騒音レベルを「栃木県生活環境の保全等に関する条例」の基準値内に収めることとしている。また、平石地区からは、平石中央小学校の教育環境への影響を懸念する声があったことから、「学校環境衛生基準」の基準の範囲内となるよう整備をしていくこととしている。
- ⑥新4号国道との交差位置及び鬼怒川の渡河位置などを考慮し、道路管理者や交通管理者などの関係機関と協議の上、適切なルートとして設定したものであり、変更は困難であると聞いている。

等の回答を得た。

○ 運輸審議会委員からは、

- ①定時性の確保の観点でも軌道運送高度化実施計画を審査しているとのことだが、本当に定時性は確保されるのか。
- ②都市計画の決定に至る手続きの中で住民の声をきちんと聞いているのか。

等についての指摘・質問があった。

これに対し、鉄道局からは、

- ①基本的に既存の道路区間の中央部に軌道を敷設し、LRTのみが走行する車線とするほか橋梁を整備するため、渋滞がなく、定時性が確保されるものと考えている。加えて、全線複線での整備及びICカード

の導入を予定していることから、より確実に定時性が確保できる計画となっているものとする。

②公聴会の開催、都市計画の案の公告・縦覧等、住民の意見を聞く法定の手続きはきちんと踏んでいると聞いている。
等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。